税法実務実践コース 所得税

コントロールタワー

回 数	内 容	ページ
第 1 回	第1章 所得税の概要 1. 所得税の仕組み 2. 青色申告 3. 確定申告書の提出義務者 4. 非課税所得 第2章 各種所得の概要 1. 利子所得 2. 配当所得 3. 不動産所得	P2 ~ P24
第 2 回	第2章 各種所得の概要 4. 事業所得 5. 給与所得 6. 退職所得 7. 山林所得 8. 譲渡所得 9. 一時所得 10. 雑所得 第3章 所得の計算 1. 配当所得の確定申告と申告不要 2. 不動産所得が事業的規模の場合と事業的規模でない場合の取扱いの差異 3. 事業所得の総収入金額と必要経費の実務上のポイント 4. 必要経費	P25 ~ P52

第3章 所得の計算

- 5. 損益通算と損失の繰越控除
- 6. 給与所得と特定支出
- 7. 譲渡所得の取得の日と譲渡の日
- 8. 居住用財産を譲渡した場合の特例のポイント

第4章 所得控除

- 1. 雑損控除
- 2. 医療費控除
- 3. 社会保険料控除
- 4. 小規模企業共済等掛金控除
- 5. 生命保険料控除
- 6. 地震保険料控除
- 7. 寄附金控除
- 8. 障害者控除
- 9. 寡婦(夫)控除
- 10. 勤労学生控除
- 11. 配偶者控除
- 12. 配偶者特別控除
- 13. 扶養控除
- 14. 基礎控除

第5章 税額計算

- 1. 総合課税と分離課税
- 2. 平均課税計算時のポイント
- 3. 住宅借入金等特別控除

第6章 復興特別所得税

- 1. 復興特別所得税の概要
- ※ 上記カリキュラムの回数割・内容等については、講師の授業進度等により変更される場合があります。予めご了承ください。
- ■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成30年4月1日現在確定 している法令等に基づき作成しております。

P53~ P109

第3回

税法実務実践コース 所得税 CONTENTS

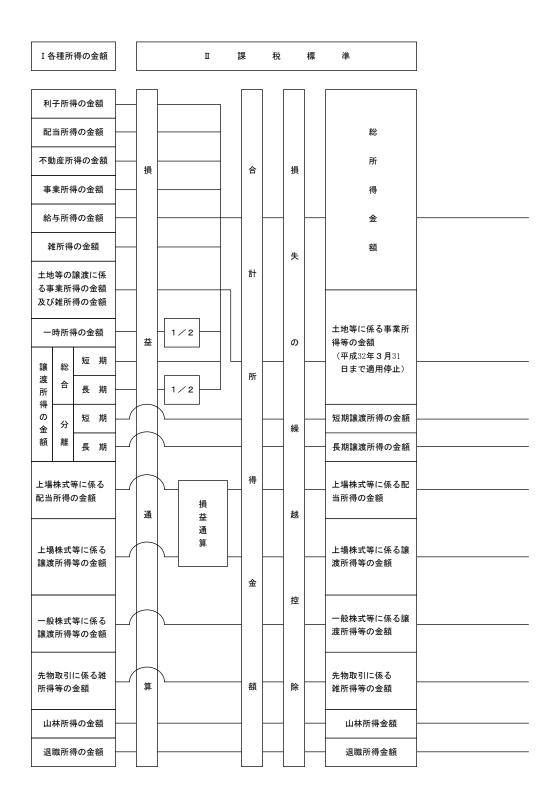
第1章 所得税の概要

1.	所得税の住剤	1み		2
<u>2.</u>	青色申告			4
3.	確定申告書の)提出義務者		8
<u>4.</u>	非課税所得			9
		第2章	各種所得の概要	
<u>1.</u>	利子所得			14
<u>2.</u>	配当所得			15
<u>3.</u>	不動産所得			18
<u>4.</u>	事業所得			25
<u>5.</u>	給与所得			28
<u>6.</u>	退職所得			30
<u>7.</u>	山林所得			31
<u>8.</u>	譲渡所得			32
9.	一時所得			36
10	. 雜所得			38

第3章 所得の計算

1. 配当所得の確定申告と申告不要	42
2. 不動産所得が事業的規模の場合と事業的規模	
でない場合の取扱いの差異	45
3. 事業所得の総収入金額と必要経費の実務上の	
ポイント	46
4. 必要経費	48
5. 損益通算と損失の繰越控除	53
6. 給与所得と特定支出	57
7. 譲渡所得の取得の日と譲渡の日	58
8. 居住用財産を譲渡した場合の特例のポイント	60
1. 雑損控除	78
2. 医療費控除	80
3. 社会保険料控除	83
4. 小規模企業共済等掛金控除	84
5. 生命保険料控除	85
6. 地震保険料控除	87
7. 寄附金控除	88
8. 障害者控除	89
9. 寡婦(夫)控除	90
10. 勤労学生控除	91
11. 配偶者控除	92
12. 配偶者特別控除	93

13. 扶養控除	94
14. 基礎控除	95
第5章 税額計算	
1. 総合課税と分離課税	98
2. 平均課税計算時のポイント	100
3. 住宅借入金等特別控除	104
第6章 復興特別所得稅	
1. 復興特別所得税の概要	108



Ⅲ 課 税 所 得 金 額		IV	納	付	税	額		
所得控除額]

	所得控除額																
	(維損控費 (性損力 (社会保控模) (社会保控模) (小規,并,金保) (本業) (生等) (生命)	→	課 税 総 所 令 金 額	×	超過累進税率		算		税		源泉		申告納		予	\uparrow	第三期納付税額
	料控除) (地震保険 料控除) (寄付金 控除) (障害者	→	土地等に係る課税事業所得等の金額	×	最低40%	=	出		額		徴		税額		定		
特 別 - 控 除	控除) (寡婦(夫) 控除) (勤労学生 控除)	→ →	課税短期譲渡所得金額課稅長期譲渡所得金額	×	30%の税率 15%の税率			1		1		=	黒	_	納		
	(配偶者 控除) (配偶者 特別控除)	→	上場株式等に係る課税配当所得の金額	×	15%の税率	=	税		控		収		字のときは				還
	(扶養控除)	→	上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額	×	15%の税率	=					税		百円未満切		税	→	付
		→	一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額	×	15%の税率	=							捨				税
		→	先物取引に係る課税 雑所得等の金額 課税山林所得金額	×	15%の税率 5分5乗方式		額		除		額				額		額
		→	課税退職所得金額 (千円未満切捨)	×	超過累進税率	=											

2. 青色申告

1. 青色申告

青色申告とは、毎日の収入や経費などを帳簿に記帳し、その帳簿に基づいて所得や税額を計算し、申告する制度です。そして、青色申告を選択できるのは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う人に限定されています。したがって、給与所得しかない人は青色申告を選択することはできません。

2. 個人事業主は帳簿を作成

個人で事業をしている場合には、所得税の確定申告をする必要がありま

す。確定申告書に記載する自分の所得や税額は自分で計算しなければいけませんが、帳簿がなければ正しい計算はできません。白色申告者(青色申告を選択していない人)でもこの帳簿付けが必要になりますから、青色申告を選択していろいろな特典の恩恵を受けることが得策です。

3. 青色申告承認申請書の提出

青色申告をしたい人は、「所得税の青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署に提出し、承認 を受ける必要があります。

4. 提出時期

青色 申告 を し た い 人 は 、「 所 得 税 の 青色 申告 承 認 申 請 書 」 を 青色 申告 を しようとする年の 3 月 1 5 日までに提出します。但し、 1 月 1 6 日以後に新たに業務を始めた人 は、その始めた日から 2 5 7 月以内に提出すればよいことになっています。

5. 承認または却下

この 青色 申告 承 認 申請 書 が 提 出 さ れ る と 税 務 署 で は 青色 申 告 を 承 認 するか却下するかの通知をすることになっていますが、青色申告を始めたい 年の 1 2 月 3 1 日までに通知がなければ承認されたことになります。通常 はその通知はなく、承認されます。

6. 青色申告者の特典

青色申告者には、次のような特典があります。

- (1) 所得から青色申告特別控除額が最高で65万円控除できます。
- (2) 事業主と生計を共にしている配偶者や15歳以上の親族で、もっぱらその事業に従事している人に支払った給与が、労務の対価として適正であれば専従者給与として必要経費になります。

(3) 欠損金の繰越控除(繰戻し還付)

事業所得などに損失が出て、純損失の金額があるときは、その損失額を翌年以降3年間にわたって、順次各年の所得から差し引くことができます。また、前年も青色申告をしている人は、その損失額を前年の所得から控除して、既に納付している前年分の所得税を還付してもらうこともできます。

- (4) 一括評価貸倒引当金などの引当金の設定をすることができます。
- (5) 棚卸資産の評価方法に低価法を採用することができます。
- (6) 減価償却資産の償却費の特例で初年度に多額の減価償却費が計上できます。
- (7) 現金主義の選択

青色申告者で前々年分の不動産所得及び事業所得の金額(青色事業専従者給与額又は専従者 控除額控除前の金額)の合計額が300万円以下である人は、現金主義による所得計算を選択 することができます。この現金主義というのは、入金があった段階で収入を認識し、出金があ った段階で必要経費を認識するという制度です。この現金主義を選択している場合には、貸倒 損失は、現金の入出金がないので必要経費に算入しません。

(8) その他